

Tax Analysis

国家税務総局が『特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法』を公布

国家税務総局（以下「税務総局」）は2017年3月17日付で、正式に特別納税調査調整及び相互協議手続に関する公告（以下「6号公告」或は「公告」）を公布し、『関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告』（国税発〔2016〕42号、以下「42号公告」）と『事前確認管理の規範化に関する公告』（国税発〔2016〕64号、以下「64号公告」）に続き、『特別納税調整実施弁法』（意見募集稿）に基づき、現行の『特別納税調整実施弁法（試行）』（国税発〔2009〕2号、以下「2号文」）を改訂しました。2号文の第4章、第5章、第11章、第12章、『国家税務総局の移転価格追跡管理に関わる問題の通知』（国税函〔2009〕188号、以下「188号文」）、『クロスボーダーの関連者間取引の監視および調査の強化に関する通知』（国税函〔2009〕363号、以下「363号文」）、『特別納税調整の監視管理に関する問題の公告』（国家税務総局公告第2014年第54号、以下「54号公告」）、『企業の国外関連者に対する費用の支払に係る企業所得税の問題に関する公告』（国家税務総局公告第2015年第16号、以下「16号公告」）は同時に廃止されました¹。

以下の表にて、税務総局の直近2年における特別納税調整規定の改定過程を整理しました。公告内容の理解の一助になれば幸いです。

2号文	意見募集稿	現行規定
第2章 関連申告 第3章 同期資料の管理	第2章 関連申告 第3章 同期資料の管理	42号公告
第4章 移転価格算定方法 第5章 移転価格調査及び調整	第4章 移転価格算定方法 第5章 特別納税調査及び調整	6号公告
	第6章 無形資産 第7章 関連役務	
第6章 事前確認制度管理	第8章 事前確認制度	64号公告
第7章 コストシェアリング契約の管理	第9章 コストシェアリング契約	2号文(第69条、第74条廃止)/42号公告

Authors:

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Beijing

Lian Tang He

Partner

Tel: +86 10 8520 7666

Email: lhe@deloitte.com.cn

Xiaoli Huang

Partner

Tel: +86 10 8520 7707

Email: xiaolihuang@deloitte.com.cn

Sophie Wei

Director

Tel: +86 10 8520 7622

Email: swei@deloitte.com.cn

Chengdu

Simle Li

Director

Tel: +86 28 6789 8078

Email: simli@deloitte.com.cn

¹ 2号文の関連規定には『国家税務総局の移転価格追跡管理に関わる問題の通知』（国税函〔2009〕188号）、『クロスボーダーの関連取引の監視および調査の強化に関する通知』（国税函〔2009〕363号）、『特別納税調整の監視管理に関する問題の公告』（国家税務総局公告第2014年第54号）、『企業の国外関連者に対する費用の支払に係る企業所得税の問題に関する公告』（国家税務総局公告第2015年第16号）を含みます。

第 8 章 被支配外国企業の管理	第 10 章 被支配外国企業の管理	2 号文
第 9 章 過少資本税制	第 11 章 過少資本	2 号文 (第 89 条廃止)/42 号公告
第 10 章 一般的租税回避防止の管理	第 12 章 一般租税回避防止	2 号文
第 11 章 対応的調整及び相互協議	第 13 章 利益水準の管理	6 号公告
第 12 章 法律責任	第 14 章 対応的調整及び国際相互協議	
	第 15 章 法律責任	

注：上表は 2 号文及び意見募集稿を参照し、2016 年及び 2017 年に公布された特別納税調整事項に関する法規を整理したものであり、全面的に現行の特別納税調整事項関連法規を概括したものではありません。例えば国家税務総局令第 32 号「一般租税回避防止管理弁法（試行）」、国家税務総局公告 2015 年第 45 号「国家税務総局のコストシェアリング管理を規範化する公告」などが他にもあります。また上表には 2 号文及び意見募集稿の第 1 章（総則）、第 16 章（附則）を含めていません。

公告は 2 号文及び意見募集稿を踏まえ、移転価格算定方法、特別納税調査及び調整方法と手続、意見募集稿の無形資産、関連役員及び利益水準監督等に対して提示した視点及び相互協議に対して一層明確にしました。公告は全体的にリスク管理を中心とし、企業と税務機関双方が協力関係を築くことを目標とした税収管理システムを強調しました。同時に経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転（BEPS）の第 8～10 及び第 14 行動計画における最新の内容を中国の特別納税調査調整及び相互協議プロセスに反映させました。

一方、公告は企業などが意見募集稿に対して提示したアドバイスを十分に考え、大きな論議や相違点があった項目に対して修正、明確化を果たしました。例えば、

- ・ 移転価格調査の分析における核心的な位置づけとして独立企業原則を一層強調しました。

- ・ 「二次調整」に関わる内容、及び税務機関が関連者間取引を否定又は再認定する規定を削除しました。

- ・ 来料加工業務に対する分析過程において運転資本調整の受け入れられる調整範囲を明確化しました。また、受け入れられる可能な調整範囲を超える場合の関連要求、即ち運転資本調整が利益水準の調整幅の 10%を上回る場合、改めて比較対象会社を選択するとしました。

本ニュースレターにて、デロイトは公告の重要論点について分析を行い、今回の新公告がもたらす中国税務機関による移転価格税制及び特別納税調整事項の監督管理について解説します。

I. 利益水準の監督管理

過去の法律法規及び実務では、税務機関の追跡管理は主に移転価格調整を実施した企業に対して行われてきました。つまり 5 年間の追跡管理期間において、税務機関はこうした企業に自主調整を要求することが出来るとしました。しかし新たな法律法規では、企業の関連業務往来表の申告要求を通して、あらゆる企業の利益水準は税務機関の監督管理範囲に入るものとされ、企業の移転価格リスク管理の重要性が高まることとなります。

公告の冒頭にて全篇の主旨を示しているように、税務機関は特別納税調整の監督管理及び特別納税調査調整を通じて、企業利益水準の監督管理を強化し、企業の法律コンプライアンスを促進させようとしています。これは税務総局が意見募集稿にて新しく追加した第 13 章「利益水準監督」において提示した理念と一致しています。公告は税務機関が利益水準の監督管理を実施する際に「税務事項通知書」を発行することで税収リスクを提示する

For more information, please contact:

Transfer Pricing Services
National Leader
Eastern China
Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Deputy National Leader

Northern China

Beijing

Lian Tang He

Partner

Tel: +86 10 8520 7666

Email: lhe@deloitte.com.cn

Southern China

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Email: vicli@deloitte.com.cn

Western China

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: ftang@deloitte.com.cn

ことが出来るとしています。もし納税者が税務機関が提示した特別納税調整リスクに同意する場合、自主調整を行うことができます。但し、企業が自主調整したとしても、税務機関は依然として関連規定に基づき特別納税調査調整を行う権限を持つとしています。

総じて、6号公告は将来的な中国税務機関による特別納税調整の監督管理を全面的かつ適時的、そして動的な方向性にすることを示したものです。例えば、税務機関はビッグデータや情報自動化といった手段も用いて監督管理を行うとしています。中国税務機関はさらに効率的に監督管理を実施し、移転価格分野のリスクに注目していくこととなります。

II. 特別納税調査及び調整

公告には税務機関がどのような関連者間取引に対して特別納税調査及び調整を行うかを明確にしました。公告の第4条から第43条には特別納税調査及び調整に係る内容が記載されており、重点的に注目する企業の類型、調査の立案、具体的な分析内容、移転価格算定方法、無形資産、関連役務取引及び欠損がある簡易的機能の企業に対する検討、調整方法、調整手続及び特別納税調整に関する法律責任等を含みます。これらの内容は同時に、企業が移転価格分析及びリスク管理を行う上で参考になるものです。

特別納税調査における注目企業

公告第4条には税務機関に特別納税調査を行う際、重点的に注目しなければならない企業の9つの類型が記載されています。2号文と比べ、公告と意見募集稿はほぼ一致しています。即ち、関連債権權益性投資割合が規定基準を超える企業、そして合理的な商業目的のない税収プランニングまたはアレンジメントを実施する企業の2つをリストに追加しました。また、一定の条件を満たす支配下の外国企業（居住企業或は中国居住者のコントロールを受ける非居住企業が税率が12.5%未満の国家/地域に設立された企業のうち、合理的な経営ニーズに基づき利益分配をしなかったり分配を減らしている）も重点的に注目しなければならない企業としています。「一帯一路」の実施、さらには「走出去」による中国企業の発展により、中国税務機関の特別納税調査における注目企業も微妙に変化しています。

移転価格算定方法

2号文に記載された5つの伝統的方法のほか、公告ではその他独立企業原則に該当する方法として原価法、市場法及び収益法などの資産評価方法を挙げています。意見募集稿にて論議が出た価値貢献分配法²⁾は公告には提示されず、一方で元の価値貢献分配法の関係部分の内容は一般利益分割法の説明の中に含まれました。そのため、利益分割法の内容が従来より詳細になりました。

同時に、公告では「その他利益及び経済活動の発生地と価値創造地の一致原則の方法」を提示しました。税務総局の特別納税調査実務における調査重点及び42号公告及び64号公告の内容に照らすと、価値貢献分配法が明示されていないものの、中国税務機関は特別納税調査にて価値創造の認定に基づき利益分配調整を行う可能性があります。

簡易機能の欠損企業に対する検討

42号公告の公布後、損失が発生している限定的な機能及びリスクの企業が同期資料の準備義務を有するか、更には提出時期を含めて業界内では少なからず議論になってきました。公告では、税務総局は海外関連者のために簡易的な生産、或は販売、契約型研究開発業務に従事する企業は原則として合理的な利益水準を維持すべきだと明らかにし、損失が発生すれば42号公告の同期資料準備基準に達しているかを問わず、損失計上年度のローカル文書を準備する必要があります。つまり、こうした企業はローカル文書にて関連者間取引を分析することになります。マスター文書に関しては、42号公告における準備基準を参考にする必要があります。また公告では、当該企業の主管税務機関への同期資料の提出について言及していませんが、税務機関は特に当該企業のローカル文書を審査し、監督管理を強化する旨を強調しています。これは税務機関が主に特別納税調整管理の方法を利用して当該企業の特別納税管理リスクを識別することを表します。そのため、簡易機能で損失を有する企業は更に大きな監督管理のプレッシャーを受けることとなります。出来るだけ早めに損失の要因を分析して、十分なサポート文書を準備するのが望ましいと言えます。

隠匿取引

関連者間取引を調査分析し、企業が獲得する利益が機能及びリスクと一致するかを確認する際、2号文にて提示された相殺取引の還元規定のほか、公告の29条には「隠匿取引」を還元するとの概念を提示しています。企業とその関連者間の隠匿取引が直接的或は間接的に国家税収を減らす場合、税務機関は隠匿取引を還元する形で特別納税調整を実施できます。例えば、海外関連者にサービス又は無形資産使用権を提供するある国内企業がその対価を受け取らない場合、表面上は取引のやり取りが行われず当該取引が隠匿されます。しかし、特別納税調整調査を行う際に、税務機関が機能リスクのインタビュー、財務データ分析などのテクニカル手段を通じて当該隠匿取引の存在を認定して特別納

²⁾ 意見募集稿第35条(1)

税調整を行うこととなります。これは中国税務機関の特別納税調査分野における変化を示したものであり、「海外進出」企業の関連者間取引の移転価格問題に注意を投げかけるものです。

無形資産

意見募集稿と比較して、公告では無形資産を一つの単独な章とはしませんでした。しかし公告では特別納税調整の観点から無形資産に関わる移転価格問題を規定し、16号公告の関連内容と整合させました。公告では意見募集稿のように無形資産の定義付けを行わず、更には「法律所有権」と「経済所有権」の概念も提示しませんでした。

しかし、無形資産の所有権を有するだけで無形資産の価値に何も貢献していない場合、無形資産の収益配分には関与すべきではないと規定しています。一方で、資金だけを提供した場合、資金投入に対応する合理的な報酬のみを得るべきと規定しています。これらの内容は BEPS 行動計画の趣旨や目標と合致しています。

特許権使用料或はその他の無形資産関連の取引に対して、公告では税務機関は無形資産価値の実現方式、そして企業及びその他関連者の無形資産への開発、価値向上、維持、保護、応用及び普及にて果たした貢献に注目しなければならないとしています。もし無形資産に関連した費用の収集が無形資産の価値創造への貢献度と異なり、独立企業原則に合致しない場合には、税務機関は損金否認の形で特別納税調整をします。

さらに公告では特許使用料に関わる特別納税調整事項の規定にて、「独立企業原則に合致しない」を特に強調しました。独立企業間にて一方の企業が無形資産所有権のみ有するが価値創造に貢献しない企業に使用料を支払う場合、その独立企業原則に合致する関連者間取引として特別納税調整を実施せずに済むかにつき、引き続きフォローする必要があります。

意見募集稿にて記載された関連者間における無形資産使用権に係る使用料につき、無形資産使用権を「譲受する」場合、支払の対価を適当に調整すべきと規定されていました。一方、公告にて無形資産の譲受のみならず、譲渡する場合の使用料の受取も明示しました。よって、中国税務機関は使用料を支払う企業のみならず、使用料を受け取る企業にも注目するようになったと言えます。また、前述の「隠匿取引」にあるように、中国経済の発展に伴い、税務機関は「走出去」の中国企業に係る移転価格問題にも徐々に注目するようになり、移転価格調査と調整もより全面的になりました。

関連役務

公告では関連役務も一つの単独の章とはしませんでした。さらに無形資産の内容と同じく、16号公告の関連役務の内容と整合を取りました。公告は受益性と独立企業原則との統一を行いました。独立企業原則に合致する関連役務は受益性のある関連役務取引であるべきとし、非関連者が同様、或は類似した状況での営業慣習と公平取引価格を以て価格を設定するとしています。同時に公告では受益性のない役務内容につき例を挙げました。この例示は税務総局が提示した「六つのテスト」の内容とほぼ同様です。

関連役務取引の価格設定に関して、公告では意見募集稿と比べて合理的な原価費用をベースとして取引価格を確定すべきとする一方、マークアップについて強制的な要求をしていません。この変更点は BEPS 行動計画における観点と整合性を持ちます。即ち、税務機関は現実の経済活動における可能な関連役務取引につき、十分な分析と全面的な考慮を行っています。関連者間取引価格を設定する際、企業は受益性と関連役務の経済実質を評価すべきとされます。例えば、海外関連者が国内企業に役務を提供する過程にて、もし大部分のコストが委託した第三者の役務提供者により発生した場合、海外関連者はこのコストを基礎としてマークアップすると国内企業が支払う役務対価が高く見積もられてしまいます。

同時に無形資産の内容と類似する形で、公告は関連役務の規定において「独立企業原則」の適用をより一層強調しています。企業が機能及びリスクを負担せず、または実質的な経営活動を行わない海外関連者に支払った費用は、独立企業原則に合致しないとして税務機関は特別納税調整を実施することができます。

特別納税調査及び調整プロセス

公告では税務機関が調査を通して特別納税調整問題が存在しなかった企業に対して、特別納税調整調査の結論を出さなければならないとしました。一方で特別納税調整問題が存在した企業に対してはプロセスに沿って調整を行うとしています。調整プロセスにて企業が税務機関の調整方案に対して異議を持つ場合には、税務機関と企業はお互いが協議プロセス及び期限など内容を順守しなければなりません。

調整プロセスを実施する中で、もし企業が税務機関の最終調整方案に異議を持つ場合には、企業は「特別納税調整通知書」に沿って税金、利息、滞納金、或は関連する担保を納めた上で、異議申立及び行政訴訟が出来るとしています。

公告では同時に、税務機関が企業に「特別納税調整通知書」を交付する前に、企業が自主納税をし、「特別納税調整

自主税金納付表」を記入することが可能としました。

企業が自主調整にて追徴納税するにせよ、税務機関から特別納税調査を受けて追徴納税するにせよ、一般規則として中国人民銀行の人民元貸付基準利率に 5%を加えて利息を計算すると規定しています。もし規定に沿って税務機関に同期資料等の関連資料を提供した場合、基準利率のみで利息を計算することが出来ます。企業自身が関連者間取引金額が同期資料の準備基準に満たず同期資料を作成していない場合、税務機関の調査にて企業が隠匿取引が存在する或は関連者間取引の対価が低いことで調整後の関連者間取引金額が同期資料の準備基準に達するならば、税務機関は追徴納税時に基準利率に 5%を加えて利息を徴収します。

この他、意見募集稿では特別納税調整に併せて帳簿上の調整しないことでみなし利益配分とされる「二次調整」の条項がありました。しかし、二次調整は公告では規定されていません。これは公告の公布前に税務機関が実務操作の観点から意見募集稿に対する意見及びアドバイスを税務機関が十分に考慮したものと言えます。

III. 対応的調整及び相互協議

中国が G20 の国際税収改革を実行するため、公告では BEPS 行動計画における紛争解決メカニズムのガイドラインを提示しました。2号文の第 11 章の「対応的調整及び国際相互協議」を改訂し、二国間又は多国間事前確認協議の申請と締結、或は特別納税調整の実施、二重課税問題を解決するための相互協議を申請するプロセス及び内容を整理しました。例えば、相互協議の申請、一時停止、中止、執行など重要なプロセス及びその適用条件が明確になりました。さらに本公告の施行前に受理されてまだ合意されていない相互協議案件は、本公告の規定に適用されると明確にされ、申請の提出方式、税務機関が申請を拒否できる状況など具体的なプロセスも規定されています。税務機関による相互協議プロセスにおける要求が厳格化したと言えます。

デロイトのアドバイス

特別納税調査及び調整管理における重要規定として、公告は特別納税調査調整及び相互協議手続内容について意見募集稿を基礎として改善を加えました。さらに公告は、中国税務機関の近年における税収管理の実務経験を盛り込み、BEPS 行動計画に対する積極的な対応を図ったものです。公告は税務総局の税収管理における事前のリスク管理を重視する理念を体现し、事後的な調査から同期資料報告書、年度関連申告、利益水準監督及び自己調整等を含む事前の分析及び自主的なコンプライアンスへの変換を示しています。

この他、2016年に公布された 42号公告、64号公告及び今回の公告など一連の移転価格関連法規の内容から見ると、中国税務機関は無形資産、関連役務及びバリューチェーン分析に対する重視の傾向及びテクニカルの観点を全面的に示しました。納税者は無形資産、関連役務などの関連者間取引における移転価格の合理性を適時評価し、合理的でない取引価格に対しては主体的に調整することが求められます。同時に、定性的及び定量的なバリューチェーン分析を通してグループ内の価値配分が独立企業原則に合致するか検査を行うことで、特別納税調査調整リスクに対して主体的に対応していくことが出来ます。

最後に、納税者の無形資産価値の創造段階における貢献、役務取引にて獲得する対価の合理性、及び隠匿取引の存在といった方面から、中国税務機関は中国企業の「走出去」とその国外関連者との関連者間取引及びその価格の合理性に注目すると見られます。これは別の観点からみると、中国の「走出去」企業が海外展開を進める上で移転価格税制のチャレンジを一層受けることになると言えます。

6号公告に関する問題についてのディスカッション、あるいは6号公告の日本語訳を希望される場合には、デロイト中国のサービスチームまでご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 1326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8188
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner
Tel: +86 411 8371 2816
Fax: +86 411 8360 3297
Email: bilbai@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner / Director
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilulu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan

Beth Jiang

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner
Tel: +86 21 6141 1308
Fax: +86 21 6335 0003
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Maria Liang / Kelly Guan

Partner
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: mliang@deloitte.com.cn
kguan@deloitte.com.cn

Tianjin

Jason Su

Partner
Tel: +86 22 2320 6680
Fax: +86 22 2320 6699
Email: jassu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu / Gary Zhong

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: juszhu@deloitte.com.cn
gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung / Charles Wu

Partner / Director
Tel: +86 592 2107 298 / 055
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Ryan Chang

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner
Tel: +852 2852 6538
Fax: +852 2520 6205
Email: dyun@deloitte.com.hk

Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wendy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 24 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Changsha, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.